

## 災害危険区域等の区域内に存する建築物等の移転（法第 34 条第 8 号の 2）

### 法第三十四条

八の二 市街化調整区域のうち災害危険区域等その他の政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内に存する建築物又は第一種特定工作物に代わるべき建築物又は第一種特定工作物（いずれも当該区域外において従前の建築物又は第一種特定工作物の用途と同一の用途に供されることとなるものに限る。）の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

（市街化調整区域のうち開発行為を行うのに適当でない区域）

### 第二十九条の七 法第三十四条第八号の二（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）

の政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域は、災害危険区域等（法第三十三条第一項第八号に規定する災害危険区域等をいう。）及び急傾斜地崩壊危険区域とする。

市街化調整区域のうち開発不適区域内に存する建築物等（以下「従前建築物等」という。）について、当該区域外において従前と同一用途で同じ市街化調整区域内に移転する場合に従前建築物等に代わるべき移転後の建築物等（以下「代替建築物等」という。）に係る開発行為を許可できることとした規定です。

#### （1）開発不適区域

開発行為を行うのに適当でない開発不適区域については、法第 33 条第 1 項第 8 号と同様に、同号及び令第 29 条の 7 において規定する区域である災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域、急傾斜地崩壊危険区域が該当します。

#### （2）代替建築物等

代替建築物等は、市街化調整区域の市街化を促進するものとならないよう従前建築物等の用途と同一であり、敷地及び規模については従前建築物等と同等のものである必要があるほか、使用者は従前建築物等と同様に扱うものとします。なお、従前建築物等については除却する必要があります。